

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続きは、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（平成 14 年 9 月 25 日付け 14 監技第 260 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（平成 15 年 1 月 29 日付け 14 監技第 412 号）に示すとおりです。

1 業務の概要

- (1) 業務名 平成 28 年度県単下水道事業に伴う諏訪湖流域下水道全体計画見直し業務
業務箇所名 諏訪湖流域下水道 管内一円（岡谷市他 6 市町村）

(2) 業務の目的

当流域下水道は管内人口の減少や工場排水の減少により流入下水量が減少傾向にある。さらに老朽化した施設の今後のあり方を考慮すると共に、茅野市蓼科地区の污水受け入れによる水質変動を想定した汚泥処理の持続性や、消化ガスの有効利用など、総合的に計画を見直す時期になっている。本業務はそうした課題をふまえ、諏訪湖流域下水道において全体計画の見直しを行い、その図書を作成するものである。

(3) 業務内容

①計画協議

本業務を速やかに遂行するために、業務全体の作業方針を立案するとともに、業務計画書及び業務工程表を作成し、業務の計画を行う。また、業務の執行にあたって適切な段階毎に発注者との協議を行う。

②基礎調査

都市計画関連、污水計画関連等必要な資料の収集・整理を行う。

③計画諸元の検討

整備目標年次の設定、計画区域の確認を行い基本事項の検討・設定を行う。

1) 計画フレームの設定

- ・整備目標年次における計画行政人口の予測、行政区域の計画値から地区・分区への配分、計画観光人口の設定を行う。
- ・行政区域の工業出荷額の予測、行政区域の計画値から地区・分区への配分を行う。

2) 計画汚水量の算定

- ・家庭汚水量の設定
(生活汚水量の設定、営業用水率を分區別に設定、地下水混入率の設定)
- ・観光汚水量の設定（宿泊、日帰り客別に設定）
- ・工場排水量の設定
- ・水量変動率の設定
(日最大率・時間変動率の設定、季節による変化（工場・観光等）の分析、設定)
- ・家庭、営業、観光、工場等計画汚水量の算定（分區別日平均・日最大及び時間最大量

の算定)を行う。

3) 汚濁負荷量の算定

・家庭, 営業, 観光, 工場等計画汚濁負荷量の算定及び処理場流入水質の算定を行う。

4) 設計基準の確認

④汚水管渠計画

1) 流量計算

・幹線の汚水流下量の算定

⑤汚水ポンプ場計画

1) 容量計算

・主要施設的能力検討

⑥終末処理場計画

1) 容量計算

・主要施設的能力検討

⑦提出図書の作成

上記の検討結果に基づき、図書を作成する。

(4) 技術提案を求める具体的内容

①諏訪湖流域下水道固有の特性を踏まえ、将来の汚水量・水質に見合った設備計画の検討手法に関する提案

②諏訪湖流域下水道固有の特性を踏まえ、安全かつ安定的な汚泥処理処分や消化ガス等の再生可能エネルギー有効利用の検討手法に関する提案

(5) 履行期限 平成29年3月24日

(6) 業務実施上の要件

①業務にあたっては、長野県設計業務等共通仕様書を遵守する。

②業務の打合せ回数は3回以上とし、第1回及び成果品納入時の打合せには管理技術者が出席するものとする。

③天竜川流域別下水道整備総合計画、下水道事業計画全体計画書、変更認可申請書及び各施設の基本設計成果等の発注者及び関連公共下水道実施市町村等の所有する資料は貸与する。

④本業務は、電子納品及び情報共有対象業務とする。(電子納品とは、最終成果を電子データで納品することをいう。また、情報共有とは、各業務段階の文章等を受発注間で電子データにより共有することである。)

(7) 成果品

①全体計画 図書	12部
②打合せ議事録	1部
③参考資料・参考図書等	1部
④電子データ	2部(正・副)

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント(下水道部門)

を有する者であること。

- (2) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）に基づく登録（下水道部門）のある者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (4) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条第 2 項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号。以下「入札参加停止措置要領」という。）の規定により入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第 17 条第 1 項の規定により「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条第 1 項の規定により業務完了の通知をしていない者でないこと。
- (9) 県発注の他の対象業務の入札において、長野県会計局公正入札調査委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (10) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 同種または類似の業務の実績を有すること。
水処理能力が 70,000m³/日以上 of 下水処理場を有する公共、または流域下水道事業の全体計画策定（変更）業務の実績を有すること。
※「同種または類似の業務」とは、公共機関等から発注された業務を元請し、平成 13 年 4 月 1 日から掲示日の前日までに完了した業務が該当します。）
- (12) 県内に本店又は営業所を有する者
- (13) 当該業務の実施体制
 - ① 配置予定管理技術者は、技術士（上下水道部門（下水道））の資格を有すること。
 - ② 配置予定照査技術者（管理技術者と兼務不可）は、技術士（総合技術監理部門（科目指定なし））又は技術士（上下水道部門（下水道））を有すること。
 - ③ 委託の主要部について、再委託または技術協力ができないこと。
- (14) 公告時点で所属技術者が 3 人以上いる者

- (15) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (16) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を行うことがある。
- なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
- ア 人的関係のある会社
 - イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ウ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
 - エ 事業協同組合とその構成員
- (17) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記（1）から（16）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

（1）参加表明書の作成様式

様式 2 号による

（2）参加要件資料の作成様式

様式 3 号による。

（3）参加要件資料記載上の留意事項

①登録状況

建設コンサルタント登録規定その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

②保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

ア 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

イ 1 人の職員が 2 以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入しないこと。

ウ 資格は、技術士（上下水道部門（下水道））、技術士（総合技術管理部門（科目指定なし））、認定技術管理者（下水道部門）、RCCM（下水道）とする。

エ 専門分野別技術職員数は、通算経験年数 10 年未満、10 年以上に分けて記入すること。

③同種または類似の業務の実績

ア 会社としての実績とし、記載件数は 3 件以内とする。

イ 実績は掲示の日から過去 15 年以内に完成した業務を対象とする。

ウ 「業務実施にあたり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において提案を求めている技術的事項を中心に記載すること。

④当該業務の実施体制

ア 配置予定の管理技術者について記載すること。

イ 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

⑤建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

⑥調査共同体として資格認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した資格審査申請書(様式1)を参加表明書と共に提出する。

- 一 設計共同体の組合せ及び代表者
 - 二 設計共同体構成員の建設コンサルタント等の登録状況及び業務分担形態
 - 三 設計共同体協定書の写し
 - 四 その他公告に記載された事項
- ⑦提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒392-0016 長野県諏訪市大字豊田字湖畔 1866-1
 長野県諏訪湖流域下水道事務所整備課
 (係長) 下沢岳志・(担当) 小林浩幸
 電話 0266-58-2955 (直通)
 ファックス 0266-58-2958
 メール suwakoryuiki-seibi@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ①提出期限 平成28年8月1日(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- ②提出場所 3(4)に同じ。
- ③提出方法 持参または郵送とする。
 郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。
 ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて選定される。

なお、技術提案書提出選定者の業者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント登録	・登録の有無
2 技術職員の状況 (専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野の 技術職員の在籍状況	・有資格職員の有無 ・有資格職員の経験の有無
3 同種又は類似の業務の 実績(会社)	・同種又は類似業務の内容	・実績の有無
4 配置予定の管理技術者	・管理技術者の状況	・配置予定者の有無
5 再委託又は技術協力の 予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適切か (当該業務の主要部分を再委託 することにならないか) ・再委託先の選定は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は 適正か(最先端技術であるな ど、技術協力を求めることが妥 当であるか) ・技術協力を求める先の選定は適 正か

(7) 非該当理由に関する事項

- ①参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面により、長野県諏訪建設事務所長から通知する。

②上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、長野県諏訪建設事務所長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。

③上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行う。

④非選定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

ウ 受付方法 FAXまたはメール。

なお、送信確認を3（4）の担当者に確認すること。また書面には回答を受ける担当者及び連絡先を明記すること。

エ 回答方法 FAXまたはメール。

（8）その他の留意事項

① 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行わない。

② 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとする。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

（1）技術提案書の作成様式

様式7号による。

（2）技術資料の作成様式

様式8号による。

（3）技術提案書記載上の留意事項

1) 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

ア 主な業務経歴は掲示の日の前日から過去5年以内に完成した業務とする。（平成23年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務。）

イ 委員会、学会活動等は、現在及び過去3年間の実績を記入すること。

ウ プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。

エ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

2) 技術者動員計画

ア 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがある。

イ 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術者の職種は適宜設定すること。

3) 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

4) 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3 (4) に同じ。
- ② 受付時間 平成 28 年 8 月 10 日 (木) まで。(午前 9 時から午後 5 時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く))
- ③ 受付方法 FAX またはメールとする。なお、送信したことを電話で 3 (4) の担当者に確認すること。また質問は書面とし、担当者及び電話番号または FAX 番号またはメールアドレスを併記すること。
- ④ 回答方法 ・技術提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対しては FAX 又はメールにより回答する。
・発注者が求める技術提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにて公表する。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 平成 28 年 8 月 17 日まで (土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで)
- ② 提出場所 3 (4) に同じ。
- ③ 提出部数 1 部
- ④ 提出方法 持参または郵送とする。
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3 (4) の担当者に確認すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限る。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

- ① ヒアリング予定日 平成 28 年 8 月 23 日 (現在の概ねの予定。なお変更の場合がある。)
- ② ヒアリング場所 未定 (詳細については決定次第連絡する。)

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。なお、技術提案書審査結果表は、契約締結後、公表するものとする。(但し、業者名は特定した業者名のみ公表)

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等 (30 点)	管理技術者 (17 点)	資格 (5 点)	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴 (4 点)	・豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績 (4 点)	・当該業務の内容に近い業務があるか ※1
		手持ち業務量 (4 点)	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	照査技術者 (5 点)	資格 (2 点)	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴 (2 点)	・豊富な経験を有しているか
		手持ち業務量 (1 点)	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	担当技術者 (8 点)	資格 (3 点)	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		同種・類似業務の実績 (3 点)	・当該業務の内容に近い業務があるか ※2
		手持ち業務量 (2 点)	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか

動員計画及び費用 (15点)	技術者動員計画、費用 (15点)	・効率的な技術者動員計画(費用)となっており、当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
技術提案の内容 (40点)	技術提案の的確性 (15点)	・技術提案を求める具体的な内容に対する的確な提案となっているか
	提案された技術内容を独創性・実現性等の視点で審査する (25点)	・独創性に優れた内容であるか ・地域の課題や実情を反映し、提案項目に適合した実現可能な提案であるか ・経済性も考慮した内容であるか
技術者の技術力及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する (10点)	・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案の整合性 (5点)	採用すべき優れた技術提案に加点 (5点)	・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか
評点の合計結果		

(注1) 配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はないが、評価は代表技術者1名に対して行う。

技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分かるように記載すること。

※1: 管理技術者の同種・類似業務の実績とは、水処理能力70,000m³/日以上以下の下水処理場を有している公共、または流域下水道事業の、全体計画策定(変更)、または事業計画策定(変更)業務の実績を指す。

※2: 担当技術者の同種・類似業務の実績とは、下水処理場を有している公共、または流域下水道事業の、全体計画策定(変更)または、事業計画策定(変更)業務の実績を指す。(水処理施設の規模は問わない)

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、長野県諏訪建設事務所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行う。

(9) 非特定理由に関する事項

①提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由書)を書面により、長野県諏訪建設事務所長から通知する。

②上記①の理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に、書面(様式自由)により、長野県諏訪建設事務所長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

③上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内(休日を含めない。)に書面により行う。

④非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで。

ウ 受付方法 FAX又はメールによる。なお、送信確認を電話で3(4)の担当者に確認すること。

エ 回答方法 FAX又はメールによる。

(10) 業務予算額 概ね10,180千円(税抜き)

(11) その他の留意事項

① 提出された技術提案書は、返却しない。

② 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

③ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しない。

④ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがある。

5 その他

- (1) 契約書作成の要否：要
- (2) 関連情報を入手するための窓口：3（4）に同じ
- (3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。
- (4) 技術提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することが出来る。
- (5) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求める